

令和元年第4回東大和市議会定例会会議録第26号

令和元年12月3日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（29名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	鈴木俊也君
職員課長	矢吹勇一君	市民課長	梶川義夫君

保険年金課長 岩野秀夫君
地域振興課長 大法努君
生活福祉課長 川田貴之君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 廣瀬裕君
学校教育部副参事 吉岡琢真君

産業振興課長 小川泉君
青少年課長 新海隆弘君
障害福祉課長 小川則之君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君

議事日程

- 第 1 議席の変更について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 5 第 7 号選挙 小平・村山・大和衛生組合議会議員補欠選挙
- 第 6 第 11 号報告 専決処分の報告について
- 第 7 第 3 号同意 東大和市監査委員の選任について
- 第 8 第 4 号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 第 59 号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例
- 第 10 第 60 号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例
- 第 11 第 77 号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 12 第 74 号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 第 75 号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 第 76 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 第 61 号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 16 第 62 号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 第 63 号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例
- 第 18 第 64 号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例
- 第 19 第 65 号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例
- 第 20 第 72 号議案 市道路線の認定について
- 第 21 第 73 号議案 市道路線の一部廃止について
- 第 22 第 66 号議案 平成 31 年度東大和市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 23 第 67 号議案 平成 31 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 24 第 68 号議案 平成 31 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 第 69 号議案 平成 31 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

第26 第70号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第27 第71号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第28 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第28まで

午前 9時29分 開会・開議

○議長（中間建二君） ただいまから、令和元年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（中間建二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る11月28日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日12月3日より12月18日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、4番 実川圭子議員、16番 荒幡伸一議員の2名であります。

本日は、議席の変更、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、追悼演説を行い、その後、市長・議長の諸報告の後、第7号選挙、第11号報告、第3号同意、第4号同意に続いて、第59号議案、第60号議案、第77号議案、第74号議案から第76号議案、第61号議案から第65号議案、第72号議案、第73号議案、第66号議案から第71号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。このうち第60号議案につきましては、厚生文教委員会に審査を付託いたします。また、第59号議案、第72号議案及び第73号議案につきましては、建設環境委員会に審査を付託いたします。

12月4日から6日、9日、10日の5日間は一般質問となります。

12月11日、水曜日から17日、火曜日までの7日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

今定例会の会期中に開催される常任委員会等の日程について申し上げます。

12月9日、午後1時から広報委員会を、12月12日、午前9時30分から建設環境委員会を、12月13日、午前9時30分から厚生文教委員会を、また同日、午後1時30分から代表者会議を、12月16日、午前9時30分から総務委員会をそれぞれ開催いたします。

また、12月16日、午後1時30分から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件等がない場合は、開催いたしません。

18日、最終日は、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託、継続審査議決、議員派遣を議決した後、閉会となります。

議員提出議案の受け付け締め切りは12月10日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは12月13日、正午までであります。

案件の内訳についてですが、選挙1件、報告案件1件、同意案件2件、議決案件19件で、計23件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は18名です。

委員会に審査を付託する陳情は3件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

[議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 議席の変更について

○議長（中間建二君） 日程第1 議席の変更について、本件を議題に供します。

本件につきましては、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更しようとするものであります。お諮りいたします。

二宮由子議員の議席、3番を1番に変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（中間建二君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

4番 実川圭子 議員

16番 荒幡伸一 議員

を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（中間建二君） 日程第3 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月3日から12月18日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（中間建二君） ここに謹んで御報告申し上げます。

去る9月23日、関田 貢議員が逝去されました。まことに哀悼、痛惜にたえません。

ここで同君に弔意を表するため、中野志乃夫議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

[2番 中野志乃夫君 登壇]

○2番（中野志乃夫君） 市議会の皆様の御同意をいただき、市議会を代表して、去る9月23日に逝去されました故・関田 貢議員に対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

あなたは本年4月の市議会議員選挙で、10期連続当選という当市議会でも貴重な記録を重ねたばかりでした。その選挙の際に、初当選が同期の仲間として交わした笑顔のエールを今でも忘れることはできません。

あのときはもちろん、6月市議会でもいつもの元気な姿を拝見していたのに、まさか突然9月議事を病欠し、そのまま帰らぬ人となるとは、ただただ驚くばかりでした。

御家族の驚きと悲しみは、いかばかりかとお察しいたしますし、葬儀に参列された支持者の皆様の姿からも、突然の訃報に対する驚きと無念さをうかがい知ることができました。

顧みれば、あなたは、1983年——昭和58年4月の選挙で初当選されて以来、建設環境委員会委員長を皮切りに、監査委員、副議長、小平・村山・大和衛生組合議会議長などの要職を歴任し、東大和市政、市議会に大いに貢献されてきました。

同期の立場から、僭越ながら述べさせていただければ、当初より、市議会で一般質問の際、理事者側とあなたは激論を交わすことが多くありました。市議会が中断することもありました。

しかし、あなたがなぜここまで頑張ってきたのかを考えると、議員として、大変大事な姿勢を貫き通したことに気づかされるのです。

つまり、あなたは地道に市民の声を聴いて歩き、その声を率直に市政に訴え、その思いを実現させようと妥協なくぶつかってきたことにほかなりません。

市民の声を、思いを、そのまま率直に伝えることを何よりも大事にして、市民に信頼される東大和市政になってほしいと妥協なく、かたくなに求めてきたその姿は、有名なあの詩を思い起こさせるのです。

宮沢賢治の「雨にも負けず」にです。

その詩をささげ、あなたへの追悼の辞としたいと思います。

雨にも負けず、風にも負けず
雪にも夏の暑さにも負けぬ
丈夫な体を持ち、
欲はなく決して怒らず
いつも静かに笑っている
一日に玄米四合と
味噌と少しの野菜を食べ、
あらゆることを自分を勘定に入れずに、
よく見聞きし、わかり、そして忘れず、
野原の松の林の蔭の
小さな萱ぶきの小屋にいて
東に病気の子どもあれば
行って看病してやり、
西に疲れた母あれば
行ってその稲の束を負い
南に死にそうな人あれば
行って怖がらなくてもいいと言い、
北に喧嘩や訴訟があれば
つまらないからやめろと言い、
日照りのときは涙を流し
寒さの夏はオロオロ歩き
みんなにデクノボーと呼ばれ

褒められもせず、
苦にもされず、
そういう者に
私はなりたい

心より関田 貢議員の御冥福をお祈り申し上げます。

2019年——令和元年12月3日。

東大和市議会 中野志乃夫。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

○議長（中間建二君） 以上をもちまして、中野志乃夫議員の発言は終了いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（中間建二君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、10月16日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。東京2020パラリンピック聖火リレーが、令和2年8月13日から25日までの13日間実施されることなどについて、東京都から報告がありました。

次に、議事2の大規模水害時における広域避難に関する協力をお願いについてであります。東京都の東部の低地帯で大規模な水害が発生した際の広域避難者の多摩地域での受け入れ等に係る協力依頼が東京都からありました。

次に、議事3の都民の就労を応援する条例（仮称）の基本的な考え方についてであります。希望する全ての都民が就労し、社会の担い手として活躍できることを目的とする条例の案について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の令和2年度東京都予算編成にかかる最重点要望事項（案）についてであります。重点要望事項を50項目とすることや、最重点要望事項を多摩地域の振興のために積極的な施策推進を図ることとすることについて決定いたしました。

なお、その他の議事については、これを決定、承認いたしました。

次に、10月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事5の令和元年人事委員会勧告等の概要についてであります。例月給は公民格差が極めて小さいことから改定を見送り、特別給は格差是正のための引き上げが勧告されたことなどについて、東京都から報告がありました。

次に、議事8の事務処理特例による移譲事務の取扱いについてであります。東京都におけるマンションの

適正な管理の促進に関する条例に基づく東京都からの事務移譲に関し、市の費用負担が発生しないようにすることなどの要望を付した上で、これを了承することについて決定をいたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、11月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。11月1日開催の後期高齢者医療広域連合協議会で承認された令和2年度及び令和3年度の保険料率（算定案）の内容等について、東京都後期高齢者医療広域連合から説明、報告がありました。

次に、議事2の令和元年台風19号などによる災害に関する緊急要望（案）についてであります。令和元年の台風に伴う東京都内の甚大な被害に関し、特別区長会並びに東京都町村会と連携し、東京都に対し緊急かつ重点的な支援を求めるための緊急要望を行うことについて決定をいたしました。

次に、議事5の令和2年度都市税財源の充実確保についてであります。令和2年度の税制改正を見据えた地元選出国會議員等への要請活動を行うことについて決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、議事としまして、「多摩地域が一体で取り組む観光地域づくり」の推進に向けた取組の中間報告と今後の日程について、市長会事務局から報告、提案があり、これを承認いたしました。

次に、11月21日に都市町村協議会が開催されました。

内容につきましては、議事1の平成30年度都市町村協議会歳入歳出決算を承認、認定後、議事2の令和元年台風19号などによる災害に関する東京都への緊急要望及び議事3の令和2年度東京都予算編成に対する市町村要望に係る要望活動を行うとともに、その他、意見交換を行いました。

次に、11月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事につきましては、11月18日に開催の東京都市長会役員会と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 中間建二君 登壇〕

○議長（中間建二君） 令和元年第3回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、10月15日に第30回東京都道路整備事業推進大会が砂防会館で開催され、建設環境委員会の床鍋義博委員長を初め、二宮由子委員、佐竹康彦委員とともに参加いたしました。国土交通省道路局長及び東京都建設局長の講演の後、意見発表に続き、三宅村長による大会宣言及び青梅市長による大会決議が行われ、国及び東京都へ陳情活動を行うことが決定されました。

次に、10月18日から19日にかけて友好都市との交流をさらに推し進めるため、福島県喜多方市を訪問いたしました。今回の交流訪問は、議員の半数が参加する形で行われ、当日は私のほか大后治雄議員、実川圭子議員、森田真一議員、尾崎利一議員、中村庄一郎議員、木下富雄議員、関田正民議員、和地仁美議員、佐竹康彦議員、荒幡伸一議員、大川 元議員の以上12人が参加いたしました。18日には、喜多方市議会の議会改革「できることから」についての研修を受け、その後、18日から19日にかけて喜多方市の観光資源について視察を行いました。

次に、10月30日から31日にかけて全国市議会議長会研究フォーラムが、高知県高知市の高知ちばさんセンターで開催されました。今回のフォーラムの第1部では、「現代政治のマトリクスーリベラル保守という可能性」と題して基調講演があり、続く第2部では「議会活性化のための船中八策」をテーマにパネルディスカッションが行われました。

次に、11月20日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では令和元年8月2日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会理事会及び評議委員会の会議結果などの報告が行われました。

次に、令和2年度東京都市議会議長会事業計画（案）につきまして、原案どおり決定いたしました。この中で、東京都26市の議員及び事務局職員を対象とした議員研修会を、令和3年の2月に開催することが提案されました。

次に、令和2年度同議会議長会歳入歳出予算（案）につきましては、歳入歳出それぞれ1,245万5,000円とする予算案が提案されました。

次に、令和2年度同議会議長会関係役員（案）につきましては、会長に小平市議会議長、副会長に日野市議会議長と多摩市議会議長とする内容で提案がありました。

次に、令和元年度東京都市議会議員研修会につきましては、来年2月7日、金曜日に府中の森芸術劇場において、講師に日本体育大学教授の山本 博氏を迎え、「東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて」をテーマに行うとの提案がありました。

以上の内容について、全て承認をいたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[議 長 中間建二君 降壇]

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

[副議長退席、議長着席]

○議長（中間建二君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第5 第7号選挙 小平・村山・大和衛生組合議会議員補欠選挙

○議長（中間建二君） 日程第5 第7号選挙 小平・村山・大和衛生組合議会議員補欠選挙を行います。

本選挙は、小平・村山・大和衛生組合議会議員に欠員が生じたため、小平・村山・大和衛生組合同規約第5条第2項の規定により、小平・村山・大和衛生組合議会議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認めさよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、小平・村山・大和衛生組合議会議員に二宮由子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました二宮由子議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま当選されました二宮由子議員が在席しておりますので、本席より会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第6 第11号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第6 第11号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第11号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告する内容は、清水こども広場の除草作業時の物損事故による損害賠償額の決定についてであります。

議会の議決により指定されました、損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和元年9月30日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

損害賠償額は5万5,674円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和元年8月21日、水曜日に、環境課職員が機械を使用して除草作業を行っていたところ、飛散させた石により相手方の所有する乗用車のガラスを損傷したものであります。

事故の状況から、除草作業による物損事故であるとして示談をしたもので、乗用車の修繕費を市が支払うものであります。

なお、相手方へ支払います損害賠償金は、市が加入する施設賠償責任保険から全額補填されております。

事故後におきましては、再発防止のため作業中の安全管理等を徹底いたしました。

今後、より一層の適正な施設管理と事故の防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第11号報告を終了いたします。

日程第7 第3号同意 東大和市監査委員の選任について

○議長（中間建二君） 日程第7 第3号同意 東大和市監査委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第3号同意 東大和市監査委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市監査委員のうち、三ツ寺俊行委員の任期が令和2年1月31日をもちまして満了することに伴い、後任の委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

御提案申上げました三ツ寺俊行氏は、市内で税理士事務所を経営し、税理士として活躍されている一方で、平成28年2月から東大和市監査委員を務めておられます。

このことから、経営や会計等について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い三ツ寺俊行氏が適任と考え、東大和市監査委員として引き続き選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第3号同意 東大和市監査委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第8 第4号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中間建二君） 日程第8 第4号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第4号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、五十嵐弘幸委員の任期が令和元年12月31日をもって満了することに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました小美野和典氏は、東京国税局、税理士事務所等に勤務された後、市内に御自身の税理士事務所を開業されました。また、東京税理士会立川支部の税務支援対策部長や、租税教育委員会委員にも就任されており、当市におきましても市民の税務相談や小中学生への租税教育に御尽力いただいております。

このことから税務について豊富な経験と広い見識を有し、固定資産評価にも明るく、人望の厚い小美野和典氏が適任と考え、東大和市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第4号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第9 第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例

○議長（中間建二君） 日程第9 第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

下水道事業につきまして、将来にわたって持続可能な経営を実現するためには、下水道施設の老朽化など状況の変化に適切に対応していく必要があります。

下水道事業における経営基盤の強化及び事業運営の透明性の確保に資するため、公営企業会計に移行するに当たり、本事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、地方公営企業法第4条の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

あわせて、本条例の附則により、東大和市特別会計条例、東大和市下水道事業減債基金条例及び東大和市下水道事業建設基金条例の一部改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。

地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、東大和市下水道事業の設置等について、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、下水道事業の設置の規定であります。

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置するものであります。

第3条は、法の財務規定等の適用の規定であります。

法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものであります。

第4条は、経営の基本原則等の規定であります。

第1項は、下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならないとするものであります。

第2項は、下水道事業の区域及び計画人口について定めるものであります。

第5条は、重要な資産の取得及び処分の規定であります。

法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について定めるものであります。

第6条は、議会の同意を要する賠償責任の免除の規定であります。

法第34条において準用する地方自治法243条の2の2第8項の規定による下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならないとするものであります。

第7条は、議会の議決を要する負担つき寄附の受領等の規定であります。

法第40条第2項の規定により、本条各号に掲げるものについては、議会の議決を要することとするものであります。

第8条は、会計事務の処理の規定であります。

法第34条の2ただし書きの規定により、下水道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものであります。

第9条は、業務状況説明書類の作成等の規定であります。

第1項は、市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項前段の規定により、毎事業年度の業務の状況を説明する書類を期日までに作成するものであります。

第2項は、業務状況を説明する書類に記載する事項について定めるものであります。

第3項は、天災その他やむを得ない事故により、期日までに書類を作成できなかった場合について定めるものであります。

第4項は、法第40条の2第1項後段の規定による公表の方法について定めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項は、東大和市特別会計条例の一部改正で、下水道事業特別会計に係る文言を削除するものであります。

附則第3項は、東大和市下水道事業減債基金条例の一部改正で、下水道事業会計予算に係る文言の整理等を行うものであります。

附則第4項は、東大和市下水道事業建設基金条例の一部改正で、下水道事業会計予算に係る文言の整理等を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第10 第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例

○議長（中間建二君） 日程第10 第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

いじめ防止対策の推進に向けては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、市内全ての小中学校がいじめ防止の基本方針を策定するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができる体制を整備してまいりました。また、児童・生徒を対象とするいじめに関するアンケート調査や、教員を対象としたいじめ防止に対する研修の実施、いじめ防止のためのシンポジウムの開催などに取り組んでまいりました。

本条例は、このような背景のもと、市教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他関係機関の連携によって社会全体でいじめの問題を克服するために、いじめ防止対策推進法に基づいた基本理念や体制等を定め、いじめの防止等の対策を一層推進するために制定するものであります。

あわせて、本条例の附則により、東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、目的の規定であります。

いじめの防止等のための対策の基本理念を定め、市教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市のいじめの防止等に関する基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携したいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものであります。

第2条は、本条例における用語の定義の規定であります。

第3条は、いじめ防止等のための対策の基本理念の規定であります。

第1項は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすことに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うこと。

第2項は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを行わず、いじめを知らながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行うこと。

第3項は、学校においては、いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行うこと。

第4項は、学校、市、家庭、地域住民、その他の関係者連携のもとに、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うことであります。

第4条は、いじめの禁止の規定であります。

第5条は、市の責務の規定であります。

第6条は、教育委員会の責務の規定であります。

第7条は、学校及び学校の教職員の責務の規定であります。

第8条は、保護者の責務の規定であります。

第9条は、東大和市いじめ防止対策推進基本方針の規定であります。

いじめの防止等のための対策の基本的な考え方、その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を基本方針として定めるもので、法第12条の規定による基本的な方針とするものであります。

第10条は、東大和市いじめ問題対策連絡協議会の規定であります。

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定によるいじめ問題対策連絡協議会を設置するものであります。

第11条は、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の規定であります。

基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、教育委員会いじめ問題対策委員会を設置するものであります。

第12条は、東大和市いじめ問題調査委員会の規定であります。

市長は、法第30条第2項の規定により、市長の附属機関として、いじめ問題調査委員会を設置できるとするものであります。

第13条は、委任の規定であります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和2年1月1日とするものであります。

附則第2項は、東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正であります。

第11条に規定する教育委員会いじめ問題対策委員会及び第12条に規定するいじめ問題調査委員会の委員報酬を、それぞれ月額9,000円とするものであります。

なお、議案資料といたしまして、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会の各規則案を御配付しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第11 第77号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第11 第77号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第77号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が、令和元年11月19日に通知されたことに伴うものであります。

内容について御説明申し上げます。

第3条第2項は、印鑑登録を受けることができない者について定めておりますが、第2号を成年被後見人から意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）に改めるものであります。

第7条、第8条の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

附則であります。条例の施行日を令和元年12月14日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第77号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第12 第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.05カ月引き上げ、年間支給月数を4.60カ月から4.65カ月とするともに、所要の文言整理を行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条及び第7条の改正は、旅費の文言を地方自治法で用いられている費用弁償に改めるものであります。

第8条第2項の改正は、期末手当の支給月数を6月、12月ともに2.175カ月からそれぞれ0.025カ月引き上げ、特別職の職員と同様に2.20カ月とするものであります。

附則であります。附則第1項は条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例第8条第2項の規定は、令和元年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（森田真一君） 1点お伺いいたします。

昨年の12月議会でも同様に議員の期末手当の引き上げが行われましたけれども、このときの質疑では、平成19年から29年、およそ10年ぐらいの間に、一般職員1人当たりの給与額は122万円も下落していたという答弁がありました。29年と比較ないしはここ10年ぐらいからということでも結構ですが、一般職員1人当たりの給与額、どういうふうに変化してるかということ、それから同時期の市民1人当たりの課税所得、どういうふうに変化してるかっていうことをお伺いしたいと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） 職員の1人当たりの給与額のここ10年の推移ということでございますが、一般会計ベースの一般職員の1人当たりの給与費で申し上げますと、平成19年度の金額が736万9,000円、一方、30年度で申しますと623万8,000円でございます。

一方、市民1人当たりの課税所得に関してでございますが、こちらの行政報告書での住民税の課税所得の数値で申し上げますが、19年度については1人当たりの所得額が332万6,000円、一方、30年度が310万7,000円でございます。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員に準じて、市議会議員においても期末手当の支給月額を改定するものであります。先ほどの市の答弁にもありましたとおり、平成19年から30年にかけて、一般職員は736万9,000円から623万8,000円まで平均給与額が下落をしております。また市民1人当たりの課税所得では、平成19年に332万6,000円であったものが、30年度においては310万7,000円と、これも下落をしているところであります。

こういった中で、一方で消費税や国保税などの負担が次々ふえ続けているわけでありまして。市議会議員の期末手当は、昨年度にも0.1カ月の引き上げを行ったばかりであります。こういった状況を顧みず、議員が今回またみずからの手当を引き上げるといことになります。したがって、本案には反対をするものであります。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第13 第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.05カ月引き上げ、年間支給月数を4.60カ月から4.65カ月とするものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第2項第2号及び第3号の改正は、期末手当の支給月数を6月、12月ともに2.175カ月からそれぞれ0.025カ月引き上げ、市議会議員と同様に2.20カ月とするものであります。

附則であります。附則第1項は条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例の規定は令和元年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、東京都人事委員会勧告に準じる、一般職の職員に準じて特別職においても期末手当の支給月額を改定するものであります。74号議案の討論でも述べたとおり、市民と一般職員の所得は下落をする一方、特別職の報酬は、平成8年度に改定して以来、市長が月額89万5,000円、副市長は月額76万6,000円、教育長は月

額71万円と変わっておらず、期末手当は昨年度に0.1カ月の引き上げを行ったばかりであります。そして、今回また引き上げることとなります。

第74号議案と同様の理由によって、本議案には反対をするものであります。
以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第14 第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正内容は、平成31年度の給与改定に係るものであります。

当市の給与制度は、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、給与改定は原則的に東京都人事委員会の勧告に準じて行うものでありますが、給料月額については、公民格差が極めて小さいことから、給料表の改定は行わず、勤勉手当について支給総額の上限を定めるために規定している年間支給月数を0.05カ月引き上げるものであります。

このほか成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、地方公務員法が改正されたことに伴い、引用する規定を整理するものであります。

なお、給与改定に係る東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、令和元年11月22日に同意をいただいております。

内容につきまして御説明申し上げます。

第17条は、期末手当の規定であります。地方公務員法の改正により成年被後見人に対する失職の規定がなくなったことから、不要となる文言を削除するものであります。

第17条の2は、期末手当の不支給の規定であります。第17条の改正と同様に不要となる文言を削除するとともに、文言整理を行うものであります。

第17条の3は、期末手当の一時差しどめの規定であります、文言整理を行うものであります。

第18条は、勤勉手当の規定であります、6月及び12月に支給する場合の支給総額の上限を定めるために規定しております勤勉手当の支給月数を改正し、係長職以下の職員では1.02カ月、課長職では1.225カ月、部長職では1.325カ月とするものであります。また、再任用職員は係長職以下の職員では0.50カ月、課長職及び部長職では0.60カ月とするものであります。

第19条は、退職者の給与の規定であります、第17条の改正と同様に不要となる文言を削除するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和元年12月14日とするものであります。ただし、第18条第2項の勤勉手当の支給月数の改正規定及び附則第2項から第4項までの規定は、公布の日から施行するものであります。

附則第2項は、勤勉手当の支給月額改正及び特例措置に関する規定を、令和元年6月1日から適用するものであります。

附則第3項及び第4項は、平成31年度に支給する勤勉手当の特例措置の規定で、改正による増額分を12月に一括して支払うための規定であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

申しわけございません。支給月数でございますが、係長職以下の職員では1.025カ月でございます。

以上でございます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。
ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 第61号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第15 第61号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第61号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、児童福祉法が改正されたことに伴い、引用する条項の整理を行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第25条第2項第2号は、家庭的保育者の欠格事由について定めておりますが、引用しております児童福祉法第34条の20第1項第4号を第34条の20第1項第3号に改めるものであります。

附則であります、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第61号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、
本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第62号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（中間建二君） 日程第16 第62号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を
改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第62号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関
する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法
律の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、引用する条項の整理を行うも
のであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第51条は、一般廃棄物処理業の許可に関する規定であります。

第3項におきまして所要の文言整理を行うとともに、第4号アで欠格事由として引用しております廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでをルまでとするものであります。

附則であります。条例の施行日を令和元年12月14日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第62号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第63号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第17 第63号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第63号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年3月1日から新たに奈良橋市民農園を開設すること。また、土地所有者からの用地返還の申し出により、令和2年3月31日をもって中央西市民農園及び立野市民農園を廃止することに伴うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

本改正条例は施行日が異なることから、第1条による改正及び第2条による改正の2条立てとしております。初めに、第1条による改正であります。

第10条は、所要の文言整理を行うとともに、別表第1において名称を奈良橋市民農園、位置を東大和市奈良橋4丁目671番地の1。

別表第2において、奈良橋市民農園の区画をおおむね15平方メートル、使用料を月額900円と定めるものであります。

次に、第2条による改正であります。

別表第1において、中央西市民農園及び立野市民農園の名称及び位置を、別表第2において中央西市民農園と立野市民農園の区画と使用料をそれぞれ削除するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を定めるもので、第1条中、第10条の改正規定及び附則第2項の規定については公布の日、第10条の改正規定を除く第1条の規定については令和2年3月1日、第2条の規定については令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項は、奈良橋市民農園の利用に係る事前手続について定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（森田真一君） 幾つか伺いたいと思います。

今回、中央西市民農園と立野市民農園、なくなってしまうということなんですが、これに対して奈良橋のほうではふやしていただけるということで、手当てをしていただけてよかったなと思うんですけども、何区画減って、何区画減るっていう関係になるのか教えていただければと思います。

それから、それが市民の土に親しみたいという要求との関係で、当座のニーズ、満たしているのかどうかということも、伺いたいというふうに思います。

それから、この土に親しみたいという当座のニーズの問題とは別に、この間、議会では都市農業の多面的機能ということで、雨水が、特にこの間、大雨とかありましたんで、雨水を吸収する大事な資源ということで、農地のことを語られてたわけでありまして、こうして見ますと新青梅街道から南側の地域で畑がなくなってくるというのは、若干の心配をするところでありまして、今後、南側で農地の確保、どのように考えていらっしゃるのかってこと、お考えがあれば伺いたいと思います。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） 市民農園条例の御質疑でございますが、市民農園条例の中でお話をさしていただきました奈良橋市民農園の開設に伴って、幾つ減って幾つふえるかということでございます。市民農園につきましては、今度、新たに開設します奈良橋市民農園では、103区画の区画数を設けることと予定しております。また、なくなる区画数でございますけれども、中央西市民農園が86区画、立野市民農園が34区画、合わせて120区画でございます。差し引きで17区画の減となります。

市民のニーズでございますけれども、現在、市民農園の待機状況でございますが、ファーマーズセンターを利用したいと申し出ている利用者の方が1名待機でございますが、市民農園自体の待機者は現在ゼロでございます。また、新たに市民農園を開設した場合に、現在の市民農園から新たな希望としてですね、奈良橋市民農園を希望される方の人数でございます。こちらにつきましても、新たな市民農園に移る場合については、さまざまな要因がございますけれども、利用を行わないと言ったような意見も、市民の方からはいただいておりますので、現在の17区画の減ではございますが、ニーズは十分満たせるものというふうに想定しているところでございます。

また、市の南側の農地の減少についてでございます。こちらにつきましては、農政上もさまざまな農業者に対する補助制度、こういったものを活用しながら農地をなるべく残していただけるようにということで、施策を打ってるところでございます。今後につきましても、農地の保全につきましては、十分な制度の活用と農家の方々に働きかけを行いながら、残していけるようにというふうに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第63号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第64号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第18 第64号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第64号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同法の趣旨を踏まえ、指定排水設備工事事業者の指定及び排水設備責任技術者の登録に関する欠格事由の規定の見直しを行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第5条の3は、指定排水設備工事事業者指定の基準の規定で、第2項において欠格事由を定めております。

第1号の改正は、成年被後見人または被保佐人を一律に欠格とする規定を、精神の機能の障害により事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とするものであります。

第2号の改正は、破産者で復権を得ないものを、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者とするものであります。

第6条の4は、排水設備工事責任技術者の登録の基準の規定で、第2項において欠格事由を定めておりますが、第1号及び第2号について、先ほど御説明いたしました第5条の3と同様の改正を行うものであります。

第31条第7号の改正は、所要の文言整理であります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第65号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第19 第65号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第65号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同法の趣旨を踏まえて消防団員の欠格条項を一部削除するとともに、地方公務員法や国が示しております条例の例を参考とした規定の整備を行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第4条の改正は、入団の要件に市の区域内に通学していることを加えるものであります。

次に、第8条及び第10条の改正は、所要の文言整理であります。

次に、第11条及び第12条についてであります。

第11条では懲戒を、第12条では罷免を規定しておりましたが、罷免を分限に改正した上で、第11条で分限を、第12条で懲戒を規定するものであります。分限については団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えないときは、任命権者は免職のほかには降任ができることとするものであります。

次に、第13条の改正は、団員の欠格事由から成年被後見人または被保佐人となったときを削除するとともに、所要の文言整理を行うものであります。

次に、第15条及び第16条の改正は、手当及び旅費を費用弁償に改める等の文言の整理を行うものであります。

次に、委任の規定である第18条を第19条とし、第18条として災害補償等の規定を加えるものであります。災害補償費、退職報償金及び賞じゅつ金につきましては、従来から本市が加入する東京市町村総合事務組合の条例に定めるところにより、団員に対して支給しているものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第65号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第72号議案 市道路線の認定について

○議長（中間建二君） 日程第20 第72号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第72号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、桜が丘4丁目の宅地開発事業により築造されました道路が市に寄附されましたので、道路法第8条第1項の規定に基づき、新たに市道路線として認定するものであります。

認定する路線は、市道第714号線で、起点が桜が丘4丁目288番27先、終点が桜が丘4丁目288番25先、幅員は5.00メートル、延長は96.85メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第21 第73号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（中間建二君） 日程第21 第73号議案 市道路線の一部廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第73号議案 市道路線の一部廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、市道に隣接する土地所有者から、市道の廃止及び廃道敷の払い下げ申請が提出され、市道として存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の一部を廃止するものであります。

一部廃止する路線は、市道第1568号線で、起点が芋窪5丁目1158番1先、終点が芋窪5丁目1160番1先、幅員は1.82メートルで、延長は33.20メートルであります。道路終点部分の延長11.06メートルを廃止するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第22 第66号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

○議長（中間建二君） 日程第22 第66号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第66号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度の予算執行も下半期となり、残り数カ月の執行期間となってまいりましたが、職員の給与改定及び人事異動等に伴います各科目の職員人件費の増減、障害者自立支援給付費及び生活保護費に係る歳入歳出予算の増額、また体育施設等指定管理委託に係る債務負担行為の追加等が必要となりますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,920万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333億9,774万6,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第14款の国庫支出金は2億5,639万円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び生活保護費負担金の増額等であります。

第15款の都支出金は196万7,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金の増額及び保育サービス推進事業補助金の計上等であります。

第17款の寄附金は800万円の増額で、一般寄附金の増額であります。

第18款の繰入金金は1億3,285万1,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は676万円の増額で、職員人件費の増額であります。

第2款の総務費は521万3,000円の増額で、市税過誤納還付金等の増額と職員人件費の減額等によるものであります。

第3款の民生費は3億5,392万5,000円の増額で、自立支援給付費等事業費及び生活保護援護事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は282万2,000円の減額で、職員人件費の減額及び予防事業費の増額であります。

第6款の農林業費は487万3,000円の増額で、園芸振興対策事業費の増額等であります。

第7款の商工費は895万6,000円の増額で、職員人件費及び消費者保護対策事業費の増額であります。

第8款の土木費は425万7,000円の増額で、交通安全施設管理費及び道路補修事業費の増額等であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第10款の教育費は804万6,000円の増額で、小中学校運営費及び体育施設運営費の増額等であります。

第13款の予備費は1,000万円の増額で、今後の不測の事態に備え、増額するものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

追加する事項は、体育施設等指定管理委託で、期間は平成31年度から令和6年度までとし、限度額は4億2,364万9,000円であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(田代雄己君) それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

14款国庫支出金は2億5,639万円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は2億319万6,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は9,808万2,000円の増額であります。

特別障害者手当等負担金は90万4,000円の増額であります。対象者等の見込み増に伴うものであります。障害者自立支援給付費等負担金は9,717万8,000円の増額であります。放課後等デイサービス等の対象経費の見込み増に伴うものであります。

3節生活保護費負担金は1億511万4,000円の増額であります。医療扶助等の対象経費の見込み増に伴うものであります。

2項国庫補助金は5,319万4,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金は108万円の減額であります。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の減額であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は302万7,000円の増額であります。母子保健情報連携システム改修事業補助金の計上及び特定感染症検査等事業費補助金の増額であります。

7目教育費国庫補助金、4節幼稚園費補助金は5,124万7,000円の増額で、子育てのための施設等利用給付交付金の計上であります。都支出金との歳入予算の組み替えによるものであります。

9ページをお開きください。

15款都支出金は196万7,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は4,858万9,000円の増額であります。放課後等デイサービス等の対象経費の見込み増に伴う、障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2項都補助金は4,663万7,000円の減額であります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は373万6,000円の増額であります。

子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は1,134万1,000円の減額であります。東京都の補助制度の変更に伴います都補助金の組み替えによるものであります。

保育課の保育サービス推進事業補助金は1,044万9,000円の計上、次の保育力強化事業補助金は89万2,000円の計上であります。いずれも東京都の補助制度の変更に伴います都補助金の組み替えによるものであります。次に、保育士等キャリアアップ補助金は373万6,000円の増額であります。認定こども園の在籍児童数の見込み増に伴うものであります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は37万4,000円の増額であります。悪質商法被害防止事業に係る都補助金の組み替え等に伴います消費者行政推進交付金の減額及び消費者行政強化交付金の計上によるものであります。

8目教育費都補助金は5,074万7,000円の減額であります。

1節教育総務費補助金は36万9,000円の増額であります。臨時職員賃金の単価の増に伴いますスクールサポートスタッフ配置事業補助金の増額であります。

3節中学校費補助金は13万1,000円の増額であります。第一中学校及び第二中学校のブロック塀等の安全対策に係る都補助金の組み替えに伴います、公立学校施設ブロック塀等安全対策支援事業補助金の減額及び公立学校施設防災機能強化支援事業補助金の計上によるものであります。

6節幼稚園費補助金は5,124万7,000円の減額で、子育てのための施設等利用給付交付金の減額であります。国庫補助金との歳入予算の組み替えによるものであります。

3項委託金、3目衛生費委託金は1万5,000円の増額であります。対象経費の増に伴います風しん抗体検査事業委託金の増額であります。

11ページをお開きください。

17款1項寄附金、1目1節一般寄附金は800万円の増額であります。ふるさと納税等により一般寄附金の増額であります。

13ページをお開きください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は1億3,285万1,000円の増額であります。

一般会計補正予算（第3号）の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は3億9,920万8,000円の増額で、補正後の予算額は333億9,774万6,000円となるものであります。

15ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

1款1項1目議会費は676万円の増額であります。

1の職員人件費は676万円の増額であります。

職員等の人件費の補正につきましては、ここで一括して説明させていただき、各款に補正計上しました職員人件費につきましては、補正予算書説明欄の内容説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。51ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

初めに、1の特別職の表であります。

区分の欄の一番下の比較の区分にあります長等の項目につきましては、市長等の期末手当の年間支給率を

4.6カ月から4.65カ月に0.05カ月分引き上げることに伴い、期末手当を14万1,000円増額し、共済費につきましては1万円増額するものであります。

また、その他の特別職の項目につきましては、学童保育所指導員等に係る報酬を470万7,000円減額するものであります。

次に、52ページの2、一般職の（1）総括の表であります。

給与費のうち、給料は3,705万円の減額、職員手当は4,910万9,000円の増額、また共済費は2,300万円の減額、合計では1,094万1,000円を減額するものであります。

53ページをお開きください。

（2）給料及び職員手当の増減額の明細の表であります。

給料につきましては3,705万円の減額で、職員の異動等による減分で、職員数は5人の減であります。

職員手当は4,910万9,000円の増額で、内訳としましては、職員の異動等による減分が1,037万4,000円、時間外勤務手当の増分が5,424万3,000円、給与改定に伴う増分が524万円で、期末・勤勉手当の年間支給率の改定に伴うものであります。

次に、54ページの（3）給料及び職員手当の状況で、期末手当・勤勉手当の表であります。

年間支給率を4.6カ月から4.65カ月に0.05カ月分を引き上げるもので、括弧内につきましては、再任用職員の支給率であります。

職員等の人件費の説明は以上であります。

恐れ入りますが、17ページにお戻りください。

2款総務費は521万3,000円の増額であります。

1項総務管理費は2,199万2,000円の増額であります。

1目一般管理費は112万5,000円の減額であります。職員人件費の補正であります。

4目財政管理費、1の財政事務費は6,000円の増額であります。費用弁償の増額であります。

6目財産管理費、1の庁舎管理費は50万4,000円の増額であります。庁舎北側駐車場用地の一部に係る不動産鑑定委託料の計上であります。

19ページをお開きください。

7目企画費、1の企画業務費は191万6,000円の増額であります。ふるさと納税に係る寄附返礼品等の増額であります。

9目公安費、2の交通安全推進事業費は30万円の増額で、高齢者の運転免許証返納による申請件数の増に伴いますコミュニティバス回数券購入費の増額であります。

10目電算管理費、2の社会保障・税番号制度推進事業費は147万8,000円の増額であります。乳幼児健診、副本登録の対応に係る社会保障・税番号制度関連システム修正委託料の増額であります。

13目市民センター費は241万3,000円の増額であります。3の清水地区集会所管理費及び7の南街市民センター管理費は、いずれも施設修繕料の増額であります。8の桜が丘市民センター管理費は93万5,000円の増額であります。電話交換機更新工事費の計上であります。

21ページをお開きください。

15目諸費、1の市税過誤納還付金等は1,650万円の増額であります。今後の還付金等の見込みによるものであります。

2項徴税費、1目税務総務費は636万4,000円の減額であります、職員人件費の補正であります。

2目賦課徴収費、1の賦課事務費は88万円の増額であります、税制改正に伴います基幹系システム等修正委託料の増額であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は249万円の減額であります、職員人件費の補正であります。

23ページをお開きください。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は558万5,000円の減額、5項統計調査費、1目統計調査総務費は322万円の減額であります、いずれも職員人件費の補正であります。

25ページをお開きください。

3款民生費は3億5,392万5,000円の増額であります。

1項社会福祉費は2億999万7,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は1,441万1,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は455万円の増額、4の介護保険事業特別会計繰出金は392万9,000円の増額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は85万円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

2目社会福祉施設費、2の老人集会所管理費は4,000円の増額であります、電話料の増額であります。

3目老人福祉費、1の高齢介護管理事務費は2万円の増額であります、普通旅費の増額であります。

27ページをお開きください。

4目障害者福祉費は1億9,556万2,000円の増額であります。

4の自立支援給付費等事業費は1億9,435万6,000円の増額であります、放課後等デイサービス、グループホーム等の利用者の見込み増に伴います自立支援給付費の増額であります。

9の特別障害者手当等支給事業費は120万6,000円の増額であります、対象者の見込み増等に伴います手当支給費の増額であります。

2項児童福祉費は786万5,000円の減額であります。

1目児童福祉総務費は1,605万9,000円の増額であります、主に職員人件費の補正であります。

2目児童措置費、6の認定こども園事業費は373万6,000円の増額であります、在籍児童数の見込み増に伴います保育士等キャリアアップ補助金の増額であります。

29ページをお開きください。

3目市立保育園費は1,349万2,000円の減額であります。

2の狭山保育園運営費は29万7,000円の増額であります、給食栄養管理システム購入費の計上であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は7万3,000円の減額であります、嘱託員（学童保育所指導員）報酬の減額及び臨時指導員賃金等の増額であります。

8目心身障害児通所施設費は1,409万5,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

31ページをお開きください。

3項生活保護費は1億5,167万3,000円の増額であります。

1目生活保護総務費は1,152万2,000円の増額であります。

2の生活保護事務費は165万円の増額で、生活保護法の改正等に伴います生活保護システム修正委託料の計上であります。

2目扶助費、2の生活保護援護事業費は1億4,015万1,000円の増額であります。医療費等の見込み増に伴う生活保護費の増額であります。

4項1目国民年金費は12万円の増額で、職員人件費の補正であります。

33ページをお開きください。

4款衛生費は282万2,000円の減額であります。

1項保健衛生費は298万5,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は104万2,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

2目予防費、1の予防事業費は402万7,000円の増額で、受診者数の見込み増に伴う風しん抗体検査委託料等の増額であります。

2項清掃費、1目清掃総務費は580万7,000円の減額であります。職員人件費の補正であります。

35ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費は487万3,000円の増額であります。

2目農業総務費は18万円の減額で、職員人件費の補正であります。

4目園芸振興費、1の園芸振興対策事業費は505万3,000円の増額であります。奈良橋市民農園開園準備整備工事費の計上等であります。

37ページをお開きください。

7款1項商工費は895万6,000円の増額であります。

1目商工総務費は858万2,000円の増額で、職員人件費の補正であります。

4目消費経済対策費、1の消費者保護対策事業費は37万4,000円の増額であります。悪質商法被害防止事業に係る啓発パネル購入費の計上等であります。

39ページをお開きください。

8款土木費は425万7,000円の増額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費は1,730万6,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費は2,079万4,000円の増額であります。

3の交通安全施設管理費は579万4,000円の増額で、未就学児の交通安全対策等に係る施設修繕料の増額であります。

4の道路補修事業費は1,500万円の増額であります。道路補修費の増額であります。

41ページをお開きください。

3項都市計画費は76万9,000円の増額であります。

1目都市計画総務費は124万9,000円の減額であります。主に職員人件費の補正であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は61万1,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費は134万7,000円の増額であります。2の狭山緑地管理費は99万9,000円の増額で、樹木剪定等委託料の増額であります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は6万円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

43ページをお開きください。

10款教育費は804万6,000円の増額であります。

1項教育総務費は1,026万2,000円の増額であります。

2目事務局費は979万1,000円の増額で、職員人件費の補正であります。

3目教育指導費は47万1,000円の増額であります。

11の教育指導管理事務費は10万2,000円の増額であります。いじめ問題対策委員会委員報酬の計上等であります。

18の学力・授業力向上推進事業費は36万9,000円の増額であります。賃金単価の増に伴いますスクールサポートスタッフ賃金の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、1の小学校運営費は54万1,000円の増額であります。令和2年4月からの学級数の見込み増に伴います消耗品費等の増額であります。

45ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、1の中学校運営費は275万円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

4項社会教育費は1,250万7,000円の減額であります。

1目社会教育総務費は1,558万7,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は209万円の増額であります。経年劣化によります消火栓ポンプ交換工事費の計上等であります。

4目郷土博物館費、2の郷土博物館事業費は99万円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

47ページをお開きください。

5項保健体育費は700万円の増額であります。

1目保健体育総務費は235万円の増額で、職員人件費の補正であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は239万5,000円の増額であります。上仲原公園テニスコート照明設備改修工事費の計上等であります。

3目学校給食費は225万5,000円の増額であります。

2の学校給食センター運営費は198万円の増額で、令和2年4月からの学級数の見込み増に伴います配送用コンテナ購入費の計上等であります。

49ページをお開きください。

13款1項1目、1の予備費は1,000万円の増額であります。台風19号の影響による土砂災害への対応等により予算執行が進んだことから、今後の不測の事態に備え、増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は3億9,920万8,000円の増額で、補正後の予算額は333億9,774万6,000円となるものであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） 済みません、それでは幾つか気になったところを質疑させていただきます。

まず20ページ、コミュニティバス回数券購入費の増額ということですが、高齢者の免許返納に伴う回数券のプレゼントという形になると思いますが、増額するというので、この高齢者の免許返納がどれぐらい

の人数で推移してるのか、わかれば教えてください。

続きまして、28ページの自立支援給付費等事業費、たくさん大きな金額が補正されておりますけれども、放課後デイサービス等の利用増、またグループホームということですが、もう少し詳細がわかれば教えてください。

続きまして、38ページ、啓発パネル購入費ということですが、悪質商法等、東大和市でもどのような被害等がある、この啓発に力を入れるためのパネルなのかということをお教えいただきたいと思っております。

続きまして、40ページ、交通安全施設管理費につきましては、本年5月の大津市での保育園のお散歩のときに、大変痛ましい事故がありまして、私自身も6月議会で保育園のお散歩のコースの安全対策等について質問させていただいておりますけれども、現場の保育園関係者などとも協議して、安全対策を求めさせていただいたところでございます。国においても、公明党といたしまして緊急提言を行わせていただきました。そのことを受けまして国のほうで、内閣府、厚生労働省、国土交通省などから、各自治体に関係機関と連携して安全対策をとるよという通知がされたことと思っております。今回このスクールゾーンに準じる形で、キッズゾーンという形で行われる交通安全対策の詳細について、お教えいただきたいと思っております。

最後に、53ページのところで、5人の方が退職されているということなんですけれども、差し支えない範囲で年度内のこの退職、もしおわかりになれば教えてください。

以上です。

○土木課長（寺島由紀夫君） 補正予算書、20ページの交通安全推進事業費のコミュニティバス回数券の購入についてでございます。こちらにつきましては、当初予算で250人分ということで50万円を計上しておりました。こちらにつきましては警察署で調査をしまして、東大和市と武蔵村山市の両市での自主返納者が、両方で400人ぐらいいるということで、そのうちの半分よりちょっと多目だろうということで、250人ということで設定させていただきましたが、実際この自主返納事業を実施しましたところ、7月には85人ということでしたが、8月からこの11月まで毎月30人から35人ぐらいの返納者がございまして、今現在11月末で204人となっております。そのようなところから、この12月から3月までの分が不足するというので、大体350人から400人ぐらいになるのではないかと考えてございまして、30万円の補正で、全部で400人分ということにしたものでございます。

続きまして、40ページの交通安全施設管理費の修繕料についてでございます。こちら579万4,000円の増額としております。先ほど議員のほうからお話がありましたように、滋賀県大津市の保育園児が死傷した事故を受けまして、本年6月の内閣府、文部科学省、厚生労働省からですね、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策の確保の徹底についての通知がございまして、関係機関と合同点検を行ったものでございます。そのため、その交通安全費用が不足するというようなことでございます。

内容につきましては、幼稚園、保育園の合計で23園からの御依頼とございますか、そのような調査を行いまして、要望箇所数89カ所ございまして、その中で必要な対策としましては59カ所ございました。そのうち市の道路につきましては52カ所、都道につきましては7カ所ということでございまして、市道の主な対策としましては、主要な交差点の歩道の巻き込み部のところのガードパイプやガードレールの設置もしくは延長ですね、そちらを図る必要があるということと、車どめのポールコーンが必要な箇所がございます。また生活道路につきましては、とまれ、停止線などの区画線の補修、またグリーンベルトの補修、それから注意看板の設置や、あと信号機につきましては信号機の秒数を変更してほしいということで、警察のほうと協議をしております。ま

た、そのほかにも警察署への取り締まりの要望等がございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 補正予算書28ページ、自立支援給付等事業費の扶助費の増についてでございます。いろいろなサービスの利用者がふえておりますが、そのうち特に多いのが、放課後等デイサービスにつきましては、今年度中におきまして18人の利用者の増があります。この18人のうち、小学校入学と同時に利用を始めるというような方が11名ほどおりまして、それ以外は市内の通級学級を利用しているような児童の方で、教員や医師の勧めによって利用を始めるというような方がふえておるといところであります。

それから、グループホームの利用者が、今年度中におきまして10人の増となっております。こちらは知的障害の方で、保護者の方が高齢化して介護が困難になった方ですとか、児童養護施設を卒園してひとり暮らしということが困難な方、あるいは精神障害の方で、親との関係が悪化して分離した生活が必要になるような方というような方が、多く利用を始めるというような状況であります。

それから、日中活動の場のうち、障害の程度が比較的重度な方の御利用される生活介護というようなサービスについて、今年度、12名の増という形であります。このうち7名の方が特別支援学校の卒業生、新規の卒業生ということで、こちらにつきましては例年より多くあったということでありまして、その他の5名につきましては、障害が重度化したり、御本人の高齢化ということで、就労継続支援B型のサービスから、より重たい生活介護のほうへ移行するというような方が目立っております。

その他、平成30年度の報酬改定により、国の基準の給付費が上がったこと等の影響によるものと分析しております。

以上です。

○地域振興課長（大法 努君） 補正予算書38ページ、消費者保護対策事業でございます。

こちらにつきましては、近年、架空請求、こういった高齢者を狙いました送りつけなどが多くございました。また、送りつけ商法、あるいは訪問販売、そうした特に高齢者の皆様を狙った悪質商法、こういったところも市民の皆様から場面、場面で大変伺っているところでございます。こうしたことから消費者庁の追加交付金を活用いたしまして、市民の皆様から御要望の多い、例えばセールスお断りステッカー、こういったものを作成いたしまして、イベントなどで配布するという事で消費者被害、こちらを未然に防止するという事を私どもで考えてるところでございます。

以上でございます。

○職員課長（矢吹勇一君） 補正予算書53ページ、職員の異動状況で5名が減少しているという内容でございます。

まず、こちらの数字の補正前で438人となっております。こちらの人数につきましては、組織定員上の人数を当初予算として計上してございました。その後、年度末の定年退職、一方で新規採用職員の採用をした結果、現状、定員に比べまして5名の欠員が出ておりますことから、今回の補正の理由となったものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 2点伺います。

補正予算書の30ページ、学童保育所運営費ですけれども、嘱託員報酬が減額になって、その下の臨時指導員賃金が増額になっているということで、同じような金額になってますので、この背景について教えていただきたいと思っております。

続きまして、補正予算書44ページのスクールサポートスタッフの賃金の増額について、単価が増額になったということですが、これいつから増額になったのか、また1人当たりでいうと幾ら増額になったのか、教えていただければと思います。

以上です。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 補正予算書29ページ、30ページの学童保育所運営費の件でございますが、学童保育所の嘱託員報酬、減額になった背景は、4月当初に4人、学童保育所指導員の欠員が生じていたことと、9月からもう1人退職されたことで、1名欠員になったことで、合計5人の欠員による不用額の減額がありましたので、補正計上させていただきました。

以上です。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 補正予算書44ページ、スクールサポートスタッフの賃金の増額についてでありますけれども、東京都の最低賃金が改定をされました関係で、この10月より最低賃金を値上げを増額をしたものでございます。1人当たりこれまで990円のところを増額をして、1,020円とさせていただいております。

以上でございます。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 補正予算書30ページ、学童保育所運営費ですが、先ほど答弁、不足がありましたので追加させていただきます。

臨時指導員賃金の増額の件でございますが、学童保育所指導員の欠員を補うために、必要な臨時職員の配置による増額でございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

補正予算書の30ページの学童保育所運営費のところですが、そうしますと嘱託員の方は5人欠員になって、そのかわりに臨時職員の方が5名、何名か入ったという理解でよろしいでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 補正予算書30ページの件ですが、今議員がおっしゃったように、5名欠員で5名補充ではないですが、嘱託員が5名欠員してる部分を補填できるように、臨時職員の方を配置したものでございます。

以上です。

○**議長（中間建二君）** 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第66号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第67号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第23 第67号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第67号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や、国民健康保険税還付金等につきまして、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,794万9,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第5款の繰入金は455万円の増額で、一般会計から職員給与費等繰入金及びその他の繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は355万円の増額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

第6款の諸支出金は100万円の増額で、国民健康保険税還付金等の補正につきまして、償還金及び還付加算金を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第67号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第68号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第24 第68号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第68号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や、地方公営企業法適用に係る電算システム修正のための業務委託料につきまして、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,303万3,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は61万1,000円の増額で、一般会計繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は46万1,000円の増額で、職員手当等及び電算機器設定等委託料の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

第2款の事業費は15万円の増額で、職員手当等の補正につきまして、建設総務費を増額するものであります。

以上であります、事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 補正予算書8ページの、電算機器設定等委託料の目的と内容について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 予算書8ページ、電算機器設定等委託料につきましてですけれども、公金の収納事務の効率化のために、収入済通知書の情報をですね、今、データ化し、消し込みのデータを作成する業務を委託しているわけがございますけれども、令和2年の4月1日から地方公営企業法を適用いたしまして、公営企業会計へ移行することに伴い、現在の財務会計システム、別の公営企業会計システムによる会計事務を下水道課として行います。このことによりまして、収入のために使用する納付書等のレイアウトが変更となるものでございます。そのため消し込みデータを作成する業者のシステムですね、修正する必要が出てきましたことから、費用を補正するというものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 8ページの電算機器設定等委託料のところですが、今回の補正予算全体としては、東京都人事委員会勧告に基づく給与の引き上げというのが大半を占めているわけですが、この電算機器設定等委託料が来年4月からの公営企業会計のために行うという点については、にわかに賛成しがたいというふうに考えています。これを、この段階でやる必要性についてもう一度伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） これまで公営企業化を進めるに当たりまして、さまざまな調整を図ってきたところでございますけれども、レイアウトを変更することによりまして、今外部委託している収入の手続につきまして、そこの部分がですね、どうしても業者のほうの設定が必要となるということになりますので、後段の部分につきましては必要だというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第68号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 第69号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第25 第69号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第69号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,958万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は6万円の増額で、一般会計繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は6万円の増額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第69号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第70号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第26 第70号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第70号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,203万4,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第9款の繰入金金は392万9,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は392万9,000円の増額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものであ

ります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第70号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第71号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第27 第71号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第71号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,658万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は85万円の減額で、一般会計からその他の繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は85万円の減額で、一般職給料等の補正につきまして、総務管理費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第71号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 陳情の付託

○議長（中間建二君） 日程第28 陳情の付託を行います。

11月27日、正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、厚生文教委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 0時 1分 散会